

## 湾岸危機を利用する自衛隊「派兵」の違憲性

古川 純

### はじめに

法学部の古川です。私は月曜日に、この同じ教室で憲法の講義をしているものですから、“職業病”としては、なんかすぐ講義をしなくてはならない気持になるのですが（笑）、たいへん静かに聴いて頂けそうですので、この問題について考えを述べてみたいと思います。法学部の一年生の学生諸君については、石村先生、隅野先生と、私の三人で必修科目の「憲法I」を講義していますが、私はこの問題について何回か時間をかけて説明いたしましたし、他の先生も話しをされていると思います。今日は、他の学部の学生諸君が聞いておられるというふうに想定しまして、いまや廃案になりそうな雰囲気になってきている国連平和協力法案の問題点について指摘してみたいと思います。〔注：この講演会は1990年10月31日に行われたものである。法案は審議未了・廃案となった。〕

初めに、最近どうも解釈改憲という空気が非常に濃厚になってきたことは、皆さんも新聞をご覧になって感じていると思います。正式の国連軍、つまり国連憲章42条にいう武力制裁のために43条の特別協定に基づいてつくられる正式の憲章上の国連軍に武装した自衛隊が参加することについて、将来の問題としてですけれども、合憲だということを突然、海部首相が言い始めまして、この問題でかなり紛糾したあと、それは研究課題であるということになり、内閣法制局長官の答弁では従来の解釈は変更出来ないということで終わっていますが、私はこの問題はこの法案がどうなるかに関わらず、今後、繰り返し出てくる問題ではないかというふうに特に注意しておきたいと思います。

それからもう一点は、多国籍軍に、後方支援のような形で自衛隊が協力をして、その際に武器使用を行うことがあるという問題、さらにこういうふうな自衛隊の出て行き方は「海外派兵」ではなくて、「海外派遣」だというふうに言葉でごまかすわけですが、しかし、野党側の追及がかなりの確で政府側答弁の弱点をついております。たとえば参加と協力とは違うといい、参加は組織のなかに一体化して行動をするけれども、協力は横からこれに文字通り協力するのだというふうにいっておりますが、どうも言葉の問題になってきているようです。かつて「海外派兵」と区別して自衛隊の直接的武力行使の目的をもたない海外出動を「海外派遣」というふうに言い換えた1980年10月の鈴木内閣の答弁書のように、言葉で少し言い換えれば、なんとか憲法解釈で国会は切り抜けられると考えているのではないかと。今回

の参加と協力の区別の問題でいえば、協力の実態というものがはっきりしない。その基準もないというわけで、武器使用についてもあいまいな点が残っており、武力行使の目的をもたなければ、自衛隊は海外に派遣される。しかし、紛争に巻き込まれて武器使用をして結局は、武力行使をしなければならなくなるのではないかというふうに私は思うわけです。新聞によりますと、陸上自衛隊の幕僚幹部のなかでは、9月の段階で派遣される事態を想定して、野戦病院を守るための装備はどの程度必要かということを検討したようですけれども、それはいま国会答弁でごまかしながら言っている小型火器などでは決してなく、携帯用の地对空ミサイル「スティンガー」、84ミリ対戦車無反動砲、こういうものが必要だとか、あるいは海上自衛隊の場合には、補給艦の出動には護衛艦を同行させるか、バルカン砲を装備させる必要がある、こういうことを制服組はちゃんと検討していて、現実にはやはりこういうふうになっていくということをはっきり知らなければならないだろうと思います。

### 軍事的プレゼンスの要請

朝日新聞に、「湾岸危機と日本」という連載があります。このなかで、どうも今回のこういう無理なことをやる原動力になっている小沢自民党幹事長の背景にはアマコスト米駐日大使がいるということで、そのやりとりがちよっと紹介されていました(10月15日)。アマコスト大使は、「日本に前線に出てくれとは言わない。後方支援で貢献して欲しい。これは日本が判断する問題だが、われわれとリスクを分かち合って一緒に行動し、プレゼンスを示してもらいたい」と小沢幹事長に発言したそうです。これがすべてを物語っていると思いますね。やはり自衛隊がでていかなければならない、現実的に日本の軍事的プレゼンスを示さなければならぬ、海上自衛隊の軍艦旗を掲げた補給艦、護衛艦、武装した部隊が出て行って初めて米軍からの要請に応えることになるというわけですから、この辺はどんなふうに外務省の条約局長や、内閣法制局長官が一生懸命、詭弁を弄しようと、やはり問題の本質は変わらないのではないか。そういうかたちの協力をしてほしいというアメリカの要請に合わせていま、国連平和協力法案という名目の法律に仕立てようとして、当然いままでの憲法解釈の枠組みに触れる、内閣法制局すらこれはどうかと思うようないろんな問題が出てきているのだと思います。

いま出ている「週刊文春」に、伊藤憲一さんという、青山学院大の国際政治学の先生が「憲法を隠れミノにする卑怯」という、たぶん談話をまとめた記事が掲載されています。このなかで伊藤氏が言っているのは、要するに、政策が先あって、憲法がもしその障害になるならば解釈を変えればよいというのですね。この伊藤氏でさえ言っているように多国籍軍はや

っぱり集团的自衛権の行使でなければ説明は難しい。そこで伊藤氏はこの際、9条を集团的自衛権を認めるものとして、必要最小限度の集团的自衛権の行使は認めるというように、解釈を膨らまそうという提案をしております。伊藤氏は元外交官だそうですが、どうも日米外交中心主義で米国との共同行動のためにまず政策を考えて、これに合わせて憲法解釈を適当に変えればいいと。もし問題があるならば、政策的に歯止めをすればいいというふうに言っているわけですが、肝心の日本とアラブとの関係はどうなるのか。アラブ社会については先ほど福島先生がおっしゃったように、西欧社会とは異なったお付き合いの仕方をしなければならない、そういう歴史的な事情があると思うのですが、日本は気をつけないとまったく米国と一緒に枠組みで動いていく、アメリカ追随の外交しか出来ない国というふうに海外から判断されるのではないかと私は思います。

### 憲法の平和主義と自衛隊

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、資料の憲法前文、第9条、国連憲章等を見て頂きたいと思います。憲法前文は、「日本国民は政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないやうにすることを決意」するというを第一段で述べておまして、あとは周知のように、「恒久の平和を念願し」て、「全世界の国民が」「平和のうちに生存する権利を有することを確認する」としています。この趣旨を実現するために本文では第9条に戦争放棄と軍備の不保持、交戦権の否認が定められたと考えることが出来ます。憲法前文の考え方は、国連憲章の目的のところで、「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い」、「正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することが出来る条件を確立」することなどを決意して、国際連合という国際的な平和機構を結成したということ述べているのと共通するところがあります。ほぼ同じときにスタートラインに立った日本国憲法と国連憲章でありますけれども、ただ日本国憲法がやはり違っているのは、国連憲章と同じ戦争違法化の流れにありながら、つまり9条1項はそういう戦争違法化の流れに属していて、武力による威嚇または武力の行使を国際紛争解決には放棄しておりますけれども、第2項で国連憲章の枠を離れて、「陸海空軍その他の戦力は保持しない、国の交戦権はこれを認めない」としております。国際政治学で一方的軍縮という言葉がありますけれども、9条2項はいわば憲法レベルで一方的に軍備放棄している、将来あるべき国際社会を展望した新しい規範というものを提起していますから、日本国憲法は国連憲章のさらに先へ行こうとしている憲法だというふうに評価していいのではないかとと思うわけです。

9条以外に、戦争、軍備について触れた規定というのは日本国憲法上ありません。戦争権限と軍備に関する根拠規定というのは一切ないわけです。これは非常に高く評価してもしすぎることはないと思います。しかし日本は1950年の朝鮮戦争の勃発を転機にして、周知のように警察予備隊という、警察力を補うという名目で、陸軍の卵をつくったわけです。朝鮮戦争の勃発は実は国連の安全保障の面でも一つ大きな転換をもたらしております。いま最も活躍している国連平和維持活動、つまりPKO, Peace-Keeping Operations, このPKOという、国連総会の決議で平和維持を考えることが出来るような、国連憲章にはない、第6章(紛争の平和的解決)と第7章(平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動)とのちょうど中間にある平和維持活動が生み出されています。

さてその後日本は1952年には、旧安保条約に基づいて、自国防衛のための漸増的責任を負うということで、予備隊を保安隊・警備隊に直し、同じく1954年には、アメリカとMSA協定を結んで自衛力増強というアメリカの要求に答えて、陸海空三自衛隊を設ける防衛二法(防衛庁設置法・自衛隊法)を制定しました。この段階で従来の憲法解釈を大転換したわけです。つまり自衛隊というのは、これまでの警察力を補うというようなものでは決してなく、平和と独立を守り国の安全を保つため、直接、間接侵略に対する防衛という、国内的な治安維持の任務とはまったく異なる新しい国防の任務を負うものでありますから、当然憲法解釈を変更して、自衛権を行使するための必要最小限度の自衛力というものを設ける。自衛力は、武力ではあるけれども、9条で保持を禁じられた戦力ではないという奇妙な軍事力をもつに至ったわけです。

しかしこのときに、実は憲法改正を避けて、すぐ憲法改正は出来ないということをはっきり認識して、内閣の行政権のなかに警察を設けるのと同じように、行政権のなかに無理やり押しこんで自衛隊という名前の武力組織を作れるというふうにしたものですから、やはり無理がありまして、結局この後の憲法解釈を見てわかりますように、抑制的、制限的にならざるを得ないところがあるわけです。ここが西ドイツの国防軍の成り立ちの場合と違います。自衛隊は、国際法上は軍隊として扱われているけれども、国内法上は警察力でもなければ、しかし、陸、海、空軍その他の戦力でもない。非常に不思議な、内閣の行政権で処理できる軍事力というふうには押さえられている結果として、憲法解釈に一定の枠組みを課することになったというように私は理解するわけです。

従って、専守防衛という言葉もそうですし、政府解釈でも個別的自衛権だけしか認められておらず、集団的自衛権という、自国と利害を共通すると判断出来る国が武力攻撃を受けた場合にその国を防衛するために出兵すること、例えば、今回、アメリカがイラクによるクウ

エートの侵略に端を発し、サウジアラビアに対するイラクの侵略の危険に備えて軍隊を派遣していますが、ああいうふうなことは出来ないという解釈もそうです。あるいは海外派兵のように、個別的自衛権の行使について、最小限度を超えることも出来ない。当然それは憲法上の制約がある、等々のさまざまな抑制的解釈がなされ、これまで内閣法制局長官が繰り返し答弁してきていますが、今回、工藤法制局長官も最後は自衛隊の国連軍への参加は、武力制裁を目的とする国連軍に対しては、これに参加することは出来ないという憲法的制約を明らかにしているわけです。しかし今回、海部内閣がこうした枠を突破して、解釈改憲の可能性が出てくるか、注意をしたいと思います。

### 国連の集団安全保障

次に国連の集団安全保障機構と、平和維持活動というものについて少し述べたいと思います。国際連合と日本は、これからどんなふうに関わりあうことが出来るのか。日本は国連に加盟をしておりますから、当然国連の総会とか、安全保障理事会の決議を受けて、さまざまな要請に応える活動をしてきたわけですが、そのなかでいったい日本国憲法と国連憲章とはどういう関係にあるのかという点が問題になっております。現に自由民主党調査局は、「国連決議に基づく海外派兵について」という特別レポートをこの10月に発表しまして、海外派兵と憲法及び国連憲章の関係について要するに、国連憲章は国際条約ですが、条約が憲法に優位すると、条約で決めたものは憲法にどういうふうを書いてあっても、加盟国は受け入れて実行する義務があると。基本的には条約優位ということをただ繰り返しているだけですが、これは小沢幹事長が言い、海部首相が国会でも言った集団的自衛権と国連の集団安全保障制度は違うという例の発言の基礎にあるレポートであるとういふうに思います。

確かに、平和機構としての国連は共通の法としての憲章を持ち、内部の秩序を維持するために最終的に武力制裁を行うために特別協定を安全理事会が各国と結んで、国連警察軍と言われるような軍隊を使って武力制裁をやるわけですが、これはあくまでも内向けのものでありまして、集団的自衛権というのは、もともとこれとは全く違うものです。これはあくまでも各国が従来から主権国家としてもってきた権利、特に同盟を結成する権利と同じもので、本来は集団安全保障制度が排除すべきものですが、これを各国の個別的自衛権と並べて、自衛権概念を脹らませて、同盟というふうには言えないものですから、集団的自衛権という名前でアメリカの主張をそのまま受入れて作ったものなのです。ですから、NATOにしても、ワルシャワ条約機構、それからアメリカ側から見た日米安保条約については、集団的自衛権に基づくものでありまして、これらはあくまでも外向けの、あくまでも仮

想敵国がどこかにいるということを前提にして、それを前提に作られている。本来でしたら、共通の法をもって内部の秩序維持を行う内向けの国連警察軍と、外向けの、仮想敵国を想定した集団的自衛権とはまったく違うわけであります。日本政府はもちろん後者の集団的自衛権についてはまったく容認されないというふうに解釈してきております。

さて集団保障については、さまざまな措置について国連安保理事会は各加盟国に勧告をしたり、あるいは要請をしたり致します。今回の経済制裁は、国連憲章41条の「兵力の使用を伴わない措置」に含まれています。また、経済制裁を実効あるようにするという目的で8月25日に決められました決議865号は、この41条の枠内の措置で、経済制裁が尻抜けにならないように、海上で船舶の行く先を確認し積み荷等々の点検が出来るよう海上兵力を展開する国々に要請をしたというものでありまして、41条を離れて42条、43条、こういう武力制裁の措置ではもちろんありません。少々誤解を招くのは、42条に「封鎖その他の行動」というのがあり、これに似ているのではないかという点ですが、しかしこれは43条の特別協定に基づいてとられる措置でありますから、とうてい国連で42条の武力制裁をとれる段階ではない、そういうふうに考えていいかと思えます。

### 安保理の要請と憲法の優位

日本は、安保理からどういう要請を受けまたそれをどう判断すべきかということを考えると、安保理661号決議というのは経済制裁に関する決議であり、665号決議はソ連の主張で採択された経済制裁を実効的ならしめるための決議ですが、それはペルシャ湾に海軍力を展開している、つまり多国籍軍を送っている加盟国に対して、経済制裁を実効あるようにするために状況に応じて必要な措置をとることを要請しておりまして、他の加盟国に対してはこれらの国の支援の要請に応えるようにという要請をしております。政府は665号の要請を受けると言ったあとで、その後、661号の経済制裁と660号のイラクの侵略は国連憲章違反だという、憲章39条に基づく安保理の決定を引用して、それに必要と考えられるような措置は日本としてなんでも協力すると、こういうふうに次第に脹らましてきております。

そこで国連安保理決議に応える場合の考えをまとめる基本はどこにあるかということ、例えば、最も厳しい42条の武力制裁措置をとる場合、43条3項には、安保理の要請に基づき「兵力、援助及び便益」を特別協定でもし日本が提供しようと思う場合には、「この協定は安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によって各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない」と定められています。国連は国際的平和機構ではありますが、当然、主権国家を前提としていますので、各国

が最終的に国内の最高法である憲法の手続きに従って、この場合の手続きというのは、すべての規範内容を含んでいるわけでありますから、そういう規範に従って憲法上とすることが可能な協力措置を外交当局は締結しなければならないわけで、そうでなければ協定の批准段階で失敗するわけですね。当然国連憲章は憲法優位の立場を最終的に承認しているわけで、従って条約であたかも公権力のあり方とか、対外政策の基本に関する憲法の規定を国民の最終的な判断を抜きにして改正するようなこと、条約を優位に置くという考えはとられていないと思います。ですから憲法優位の観点で考え方を通しますと、一連の安保理要請に対する日本側の政策決定というのは、やはり従来の憲法解釈の枠組みのなかで、出来るもの、出来ないものという振り分けを十分にやっていくべきだろうと、そういうふうに思います。

ところで、国連平和協力法案のなかでかかげられております平和協力業務には、先ほど言いました朝鮮戦争後の国連総会の「平和のための結集決議」で根拠づけられた平和維持活動、PKOに非常に似たものがちりばめられていますが、PKOというのは必ずしも軍隊がやる仕事ばかりではありません。警察的な活動、治安の維持とか、治安の回復、あるいは紛争当事者の衝突の防止だとか、選挙監視団のようなものもPKOにはふくまれておりますし、停戦監視団というのももちろん含まれているわけであります。そういう憲法上、検討の余地のある政策と、自衛隊の派遣というのをセットにして出して、平和維持活動で評価されている分野に自衛隊を送り出し、国際的に表面に出してしまうというのがたいへん無理なことではないか、このように私は思うわけでありますが、時間も残り少ないので、国連平和協力法案の問題点というのをお話したいと思います。

## 多国籍軍の後方支援

これについては、資料がありますのでご覧頂きたいと思いますが、まず、国連平和協力法案の目的にいう「国連平和維持活動」というのはたいへんあいまいでありまして、PKOが言葉としては「平和維持活動」と訳されますのでPKOを指すのかと思うとそうではなくて、法案の国連平和維持活動というのは、どうも正規の国連軍を含むあらゆる国連の決議を受けた国連の平和維持活動なんですね。「その他の活動」というのは、今回の多国籍軍を指すというふうに外務省の条約局長が言っておりますので、まさに「その他の活動」つまり多国籍軍支援をターゲットにして今回の法案が提案されたというべきでしょう。第3条の定義のところに「平和協力業務」が並べられているわけですが、このなかで本当に政府が考えているのは、輸送と医療協力、とりあえず問題になっているのは輸送であります。米軍側が期待するのもこの輸送の面で、日本の自衛隊の軍事的プレゼンスをペルシャ湾に示して欲しいと



言っているのもまさにこの部分にかかわるのだらうと思います。兵員と武器と弾薬の輸送も結局戦闘地域でなければ可能であるというふうに答弁されておりますけれども、しかし、戦闘地域とそうでないところとの区別というのは、現場でなければわからないとされておりますから、これも線引きが出来ない。

平和協力業務でいいますと、ちょっと思い出して頂きたいのは、1987年に、国際緊急援助隊法というのが野党の賛成もあって出来ておりますが、これは1985年のメキシコ大地震、コロンビア火山噴火に対する援助ということを経験して、日本としてそういう場合に要員派遣をするために、いわば国際的な災害救助の組織を作ったものであります。このときに、諸外国は軍隊や軍の輸送機を派遣するのに、この法律で関係省庁になぜ防衛庁（自衛隊）を加えていないのかという自民党や民社党の議員からの質問に対して、政府委員は、「防衛庁の参加がなければこの緊急援助活動ができないかということについては、私どもはこれまでの経験からして防衛庁の参加がなくても十分対応が可能である、それで法律を作った次第であります」とはっきり言っております。

この考え方にはもちろん自衛隊法上、そういう規定がないという理由もありますけれども、さきに述べたように憲法解釈には抑制的であらねばならないということが比較的効いていることも大きな理由であります。要するに、比較的合意の得やすい国際的な災害救助の場合であっても、当時の外務省や政府は自衛隊に国際的な災害出動ともいうべき任務を与えるということはやめて、これを見送っているわけです。平和協力業務のなかのかなりの部分が国際緊急援助隊の活動で出来ると考えますので、今回もこの組織の応用（法改正を要しますが）でまかなうべきです。この段階で自衛隊をどうしても派遣したいという考えは、やはり輸送、特にいま問題になっている兵員、武器、弾薬という兵站の確保、後方支援などのいちばん大事なところの確保を直接の目的としているのではないか。後方支援は誰でもわかりますように、軍隊の行動に不可欠な軍事活動でありますから、それが非軍事的、民事的な業務だということはありませんのでありますので、この点、中東地域への自衛隊派遣は多国籍軍が前提とする武力による紛争解決と切り離せない、そういう問題があると思います。

### 派遣自衛隊の武器使用

多国籍軍への自衛隊の参加・協力と、それから武器使用についても国会答弁はまだ揺れております。派遣自衛隊の武器使用の歯止めは国連平和協力法案上はないということを、内閣法制局長官が言っております。自衛隊法87条による武器の携行、95条による武器防護というのを組み合わせて考えますと、自衛官が併任されていくわけでありますから、結局は平和



協力法というものの枠は何もないんですね。国連平和協力法というのは、自衛隊を海外に派遣することを正当化するだけであります。更にいいますと、法案の付則第4条で、自衛隊法の100条の6、南極観測への協力が100条の4、国賓等の輸送が100条の5ですが、100条の6として、そういう業務に類似するものであるかのように、自衛隊を国連平和協力隊へ派遣するための自衛隊法改正をつけ加えておりますけれども、これはとんでもないことであります。従来の国会答弁からいきますと、自衛隊の海外派遣というのも、そういう任務を定めていない自衛隊法を正面から改正する国会論議をしなければならない。多国籍軍協力のための自衛隊派遣を南極観測と同じように扱うことは出来ないというのは誰の目にも明らかでありますけれども、結局のところはこの付則の文章のようなかたちで、正面からは難しい自衛隊法の改正を表面化させないでやろうとしている。国連平和協力隊のような名前がついてはいますが、派遣自衛隊はまったく自衛隊と変わらない。派遣協力隊員という名の自衛官の服装をどうするかというのが国会で議論されて、非常に珍問答でした。海を渡っていくときには自衛官の服装をして、現地に行くと、平和協力隊の服装になる(笑い)。非常に苦しい答弁で、私は本当に苦しいということで外務省も内閣法制局も本音を言ったほうがいいんじゃないかと思えます。もう我々の法解釈では限界ですといったほうが、非常に素直なんで、なんのためにこの法案を審議しているのか、米軍支援という政治目的は別にしまして、憲法解釈の手法上考えますと、もはや解釈改憲にならざるを得ない。あるいは、正式の憲法改正を提案しなければ無理なところに国会の問答は逢着しているのではないかと、このように私は思います。

## あとがき

国連平和協力量案は、法案そのものの欠陥や国会における政府側の矛盾した答弁も重なってついに廃案となった。しかし、多国籍軍が派遣されている湾岸では、1991年1月17日未明、安保理決議678号(1990.11.29)の定めたイラクに対するクウェートからの撤退期限である1991年1月15日が過ぎたことにより、多国籍軍によるイラクの空爆が開始され、ついに現実の武力行使という段階に突入するにいたった。その後イラクのミサイルによるイスラエル攻撃およびサウジ攻撃が加わり、事態はさらに地上戦開始へと一層深刻化している。本誌刊行の時点で事態がどのように展開しているかはまったく予想もできない。

多国籍軍の現実の武力行使の段階にいたって、日本政府は、ふたたび米国の要請により米軍のための戦費分担として90億ドル(約1兆3,000億円)の支出をなんの法的根拠もなく決めたほか、難民輸送のための自衛隊機派遣(アンマンからカイロへ、ただしヨルダン政府の同

意は得られていない)をついに決定した。自衛隊機は国際法上軍用機であり、武力紛争地域への派遣は憲法第9条に抵触する。従来の政府解釈でさえ、「武力行使の目的を持たない自衛隊の海外派遣(たとえば外国の同意・要請による在外邦人の救出等)について憲法上許されないわけではないが、現行自衛隊法は自衛隊にそのような任務を与えていないので、直ちに自衛隊を派遣することはできない」としてきており、派遣には国会による法改正が必要なのである。政府は自衛隊機派遣の法的根拠を、自衛隊法100条の5(国の機関からの依頼により自衛隊の任務に支障を生じない限度において航空機による国賓等政令で定める者の輸送を行うことができる)に求め、特例政令として「当分の間、湾岸危機に伴い生じたイラク、クウェート及び周辺国からの避難民で国際機関から本国輸送等の要請のあった者」の輸送を内容とする「湾岸危機の避難民輸送に伴う暫定措置に関する政令」を閣議決定した。そもそも自衛隊法100条の5は、通常のときのVIPの輸送を目的として定められており、武力紛争地域と関わりのある輸送業務を行うことはまったく予定してない。無理に自衛隊機が派遣される場合には、武力紛争地域において行動するために武器を携行するのか、敵・味方の識別や信号の調整はどうか、などの重要な問題が発生し、またイラクからは敵対軍事行動と見なされ攻撃される危険がある。そもそも武力行使を避けるために憲法の平和主義に立脚した外交(日本は湾岸諸国に対して武器輸出をしていない国であることを思い出すべきである)を展開することもなく、多国籍軍による武力攻撃を既成事実としてただ受入れて米国の外交・軍事方針に追随する日本政府(海部内閣)の政策は、国連平和協力法案が廃案となったことをまったく何の教訓ともしていないといわざるを得ない。〔1991.1.31追記〕

参照・拙稿「国連平和協力法案の虚像と実像」法律時報 1991・1月号

#### <編集後記>

月報1月号に掲載した福島、古川両所員の講演は、昨年10月31日に生田校舎3号館331教室でおこなわれた公開学術シンポジウム『中東と憲法問題』(社研、法研、経営研、会計研、人文研、商研の6研究所の共催)の記録です。当日参加され熱心に講演を聞いていただいた学生・教員諸氏に敬意を表すとともに、編集担当者の無理な願に依って速かに加筆・校正を行っていただいた両所員に深く感謝いたします。(無名生)

---

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話(044)911-7131(内線2818)

専修大学社会科学研究所

(発行者) 三輪芳郎

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話(03)404-2561

---